

平成28年 第6回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成28年6月28日(火)
午後3時04分～午後4時42分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
委員長職務代理 山崎 裕行
委員 西 育代
委員 田中 保和
教育長 吉原 孝
4. 出席した職員
教育部長 尾野 晋一
教育監 三浦 正
次長兼教育総務課長 中川 拓也
次長兼社会教育課長 石垣 好啓
文化財課長 桑野 一幸
スポーツ推進課長 一松 孝博
公民館長 酒谷 敬三郎
図書館長 岩佐 昌史
学務課長 松田 成史
指導課長 野間 浩一
こども未来部長 己波 敬子
こども育成課長補佐 巽 真記子
こども育成課保育幼稚園係長 玉木 宏昌
事務局教育総務課 寺川 款
事務局教育総務課 礪部 賢二
5. 議事案件
議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について
議案第24号 平成29年度使用柏原市立小学校・中学校教科用図書の採択について
議案第25号 柏原市立幼稚園規則の一部改正について
議案第26号 平成29年度柏原市立幼稚園児の募集について
6. 報告事項 他

7. 会議録の承認及び会議の要旨

山崎職務代理： 只今より、平成28年 第6回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、西 育代 委員、よろしくお願ひいたします。始めに、平成28年 第5回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気づきの点がございましたらお願いいたします。

委員全員： (意見・異議等なし)

山崎職務代理： それでは、平成28年 第5回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。改めて本日の議事に入りますが、議事案件は5件でございます。最初に議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、担当課の方から説明をお願いします。

酒谷館長： 議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、公民館よりご説明申し上げます。1ページをご覧ください。柏原市公民館運営審議会条例第2条及び第3条の規定により、次のとおり委嘱する。委嘱予定者は2ページのとおりです。委嘱年月日は平成28年6月28日、委嘱の期間は平成28年6月28日から平成29年3月31日まででございます。

山崎職務代理： 議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、公民館より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

山崎職務代理： それでは、議案第22号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり決定することといたします。続きまして、議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について、担当課から説明をお願いします。

岩佐館長： 図書館でございます。議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。図書館法第15条及び柏原市図書館協議会条例第3条の規定により、次のとおり任命する。任命予定者は4ページのとおりです。任命年月日は平成28年6月28日、任命の期間は平成28年6月28日から平成29年3月31日まででございます。

山崎職務代理： 議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について、異動に伴う委員の任命ですが、何かご意見、ご質問はございませんか。議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

山崎職務代理： それでは、議案第23号 柏原市図書館協議会委員の任命について、原案どおり決定いたします。続きまして、議案第24号 平成29年度使用柏原市立小学校・中学校教科用図書の採択について、指導課の方からお願いいたします。

野間課長： 議案第24号 平成29年度使用柏原市立小学校・中学校教科用図書の採択について、指導課よりご説明申し上げます。小学校・中学校の平成29年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、平成28年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないとなっております。よって、6ページから7ページにございます平成29年度小学校・中学校教科用図書の採択につきましてご審議をよろしくお願ひします。

山崎職務代理： 只今の説明の中でご質問やご意見等ございますか。これは、法律上同一の教科書を採択しなければならないとなっているのですね。

野間課長： そのとおりです。

吉原教育長： そうなっているにもかかわらず、前年8月末までに届け出ないといけない。決定しなければならないとなっています。これはなぜかと申しますと、出版会社が潰れた場合に、新たな教科書を選定しなければならないことから毎年、その前年の8月末までに届け出をすることとなっています。基本は4年に1回です。

山崎職務代理： 他に何かご意見はございますか。議案第24号 平成29年度使用柏原市立小学校・中学校教科用図書の採択について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

山崎職務代理： それでは、議案第24号 平成29年度使用柏原市立小学校・中学校教科用図書の採択について、原案どおり決定することといたします。続きまして、議案第25号 柏原市立幼稚園規則の一部改正について、こども未来部より説明をお願いします。

異課長補佐： 議案書8ページの議案第25号 柏原市立幼稚園規則の一部改正について、こども未来部こども育成課からご説明を申し上げます。まず、主要な改正内容ですが、11ページの新旧対照表の第9条をご覧ください。園児の新年度募集期間につきまして、現行規則においては、「幼児の募集期間は、9月1日から翌年1月31日までの間において、教育委員会が定める。」と規定されております。現行の規則のままでは、一斉募集終了後の入園申込の受付について規定されておられません。このことから、12ページの第9条第2項において、新年度園児募集期間経過後の受付について規定するとともに、第9条第3項において、「第1項の新年度園児募集期間は、毎年度教育委員会が定める。」と規定し、受付期間の規定を削除し、一斉募集終了後も随時入園申込の受付ができるように改正するものであります。主な改正内容は以上でございますが、併せてその他の条項についても現在の事務の取り扱い方に沿うように、改正させていただいております。なお、施行年月日は平成28年7月1日からとするものでございます。ご審議をよろしくお願い致します。

山崎職務代理： 只今、議案の説明がありました。何かご意見、ご質問等はございますか。

吉原教育長： 12ページの改正後(案)で第11条第1項第1号に「入園内定者が第8条に規定する・・・」とありますが、第8条はどのような条文ですか。

異課長補佐： 第8条は入園資格についてです。「入園することができる者は、柏原市内に居住する者で、満4歳(柏原市立堅上幼稚園にあつては、満3歳)から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」となっております。

吉原教育長： わかりました。

田中委員： この変更によって募集期間は教育委員会が定めることとなりますが、現行は9月1日からとなっておりますが、これは幅が広がったということですか。

己波部長： それもございますし、現行では、1月31日という終期を設けていますのでそれ以降の受付はどこにも規定されていないため、募集期間が過ぎても年度内であれば翌年の入園を受付できる改正です。

山崎職務代理： 色々なところで教育委員会という言葉が出てきて、こども未来部と一緒にしているの、大変ややこしい話となっておりますが、教育委員会の幼稚園の事務担当は教育総務課でよいのでしょうか。

己波部長： こども未来部のこども育成課が補助執行という形で、部局は市長部局でござい
ますが、教育委員会のお仕事もさせていただくという形をとっております。規則に書かれ
ておりますのは、あくまで入園の決定であったり、募集期間の決定であったり、つまり、意
思決定をさせていただくところは教育委員会であり、事務を取扱いさせていただくところは補
助執行という形でこども未来部になります。

山崎職務代理： 13ページの第11条第3項について、改正前では中々厳しいことが書かれ
てあったのですね。また、例えば14ページの第14条に出席停止が出てきますが、改正後
の第14条の(1)から(3)が略されていますが何ですか。

己波部長： 「(1)無断欠席が1以上にわたるとき。(2)感染症又はそのおそれのある
とき。(3)性行不良で他の幼児の教育に妨げがあると認めるとき。」となっております。

山崎職務代理： なかなか難しいですね。義務教育では、性行不良の場合には、教育委員会が
権限を持っている。学校保健安全法では、伝染病の場合には校長の権限となっている。これ
は、園長に持たせて良いのかということになるのですが、合わせて教育委員会としている訳
ですね。その辺は小、中学校と違いますね。

吉原教育長： この条項を使って出席停止あるいは退園としたことはこれまでありますか。

己波部長： 我々が引き継いでからは少なくともございません。ただ、今回、保護者の素
行の場合という内容で少し悩みました。

吉原教育長： 保護者の素行というのはこの中には無いのですか。

己波部長： 無いのです。これはあくまでも園児に対する場合です。ですから保育料の未
納という最低限の部分を今回、足させていただきました。

尾野部長： 園長というのが教育委員会に変わった場合には、これから正式に教育委員会
会議を開かなければいけないといった手続きを踏まなければいけなくなりますよね。そう
なりますと園長が今まで行ってきたことと時間のずれとか即効性とかには支障がないのか
どうかいかがですか。ただ、今まで出席停止という措置は無かったと思いますが。

己波部長： 無かったと思われま。

田中委員： 感染症の時はどうでしょうか。

尾野部長： 感染症が分かった時、教育委員会会議をすぐ開いてくださいと言ったことが
できるのでしょうか。

山崎職務代理： 先ほど話しましたとおり、小中学校では学校保健安全法で感染症、伝染病だ
けは校長が判断できることになっているのです。性行不良については、教育委員会が行うこ
ととなります。よって、園長に伝染病についての権限を持たせることは適切だと思います。

吉原教育長： 今回の規則の改正の中で理由を求められた場合、どの様に言えばよいのでし
ょうか。「今まで園長権限で行っていたものが、なぜ教育委員会に権限を委譲したのですか」
と純粋に市民の方からお尋ねがあった場合です。

己波部長： これは素行不良、性行不良ということまで園長に判断させるのかという部分
が大きいのかなと思います。やはり、それで来園しないでくださいと園児に対して園長が独
断で決定が出来ることはいかなるものかとのところから、より重い判断が出来る方に合わせ
て教育委員会に権限を移させていただいたところです。

山崎職務代理： 幼稚園は法律上では学校です。性行不良の場合は、学校教育法の第35条で
規定されている。伝染病の出停は、学校保健安全法の第19条に規定されている。法律上で

いいますと、性行不良は教育委員会ですが、伝染病の感染の場合の出席停止は、学校保健安全法によれば校長になります。つまり園長となります。よって、法律上は外した方がうまくいくことになります。

己波部長： 感染症は外すということで理解しました。

吉原教育長： 感染症は今までどおり園長でよろしいのではないのでしょうか。

田中委員： 感染症の箇所は書かなくてもよいかと思います。

吉原教育長： 感染症の条項を抜いてよいと思います。

山崎職務代理： では、第14条で感染症の項目を抜いてもらうということでお願いします。

田中委員： 未納の項目は(4)が(3)になりますね。

山崎職務代理： そして(3)が(2)となります。他にご意見、ご質問はございませんか。

議案第25号 柏原市立幼稚園規則の一部改正について、原案を一部修正して決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

山崎職務代理： それでは、議案第25号 柏原市立幼稚園規則の一部改正について、原案を一部修正して決定することといたします。続きまして、議案第26号 平成29年度柏原市立幼稚園児の募集について、担当課から説明をお願いします。

己波部長： まず、議案書の訂正をお願いいたします。まず、16ページ市立幼稚園児募集の見出しのところがございます。本来「(案)」を記載しなければならないところですが「(案)」が抜けております。「(案)」の記載をお願いいたします。次に、中段の点線で囲まれたところがございます。その最終段落、「なお」で始まる段落でございますが、この結びのところ、「休園となります。」を「休園となる可能性があります。」をお願いいたします。これは、教育委員会会議の議決を諮る必要があること、また、広報の募集に使用する際、このままではよろしくないということで訂正をお願いするものであります。同じように18ページ、A3横長の平成29年度 柏原市立幼稚園児募集要項ですが、こちらも同じように「(案)」が抜けております。また、右側の下段の点線で囲まれたところについてですが、先程と同様に最終段落、「なお」で始まる段落の結びのところ、「休園となります。」を「休園となる可能性があります。」に訂正をよろしくお願い申し上げます。では、議案第26号 平成29年度柏原市立幼稚園児の募集について、ご説明を申し上げます。募集原稿及び募集要項において昨年度との大きな相違点でございますが、昨年12月の第12回定例教育委員会会議におきまして、議決いただきました柏原市立幼稚園の運営方針に関する運用指針に基づきますと、本年の9月募集の時点で応募が15名未満の場合は、平成29年度は休級ということに指針は定めていますことから、募集原稿及び募集要項ともに点線四角内にその旨を記載し、休級に備えて願書の方に第二希望の園を記入していただくようお願いしております。また、昨年10月1日から3日までとしていました願書の受付時期を、本年は9月14日から16日と前倒しし、私立幼稚園の募集開始前に公立幼稚園の募集人員を確定することにより、休級の可能性があるかどうかをできるだけ早く保護者にお伝えしたいと考えております。次に通園区域でございます。まず議案書17ページの募集原稿、18ページの募集要項とも昨年11月の第11回定例教育委員会会議において議決いただきました通園区域で表示しておりますが、すべてが小学校区の表示になっている訳ではありません。国分幼稚園、玉手幼稚園がそれぞれ番地によって振り分けられております。これを小学校区に置き直しますと、

旭ヶ丘小学校区はこの二園に振り分けられているという形になります。それ以外の小学校区は、すべて小学校区という名称でどの幼稚園に通園できるかという記載になっております。以前からこの通園区域でずっと続いてきましたので、今年の11月の第11回定例教育委員会会議の時点でもこの形で議決をいただきましたが、今回、第二希望を書くということをお願いしておりますので、少なくともこの部分に関しましては、全て他の小学校区と同じように旭ヶ丘小学校区という表記に直させていただいて、国分幼稚園、玉手幼稚園の両通園区としていただくことがまず保護者の方々にとっては分かりやすいかなというように考えております。続きまして、「幼稚園の通園区域について」とある参考資料をご覧ください。園区そのものをどのようにするかというところについて、担当部としてこの三つの案を提案します。まず、案1は市内全域で通園可能となっております。案2では今回、こども未来部におきまして公立幼稚園公立保育所の再編基本計画というものを策定いたしました。この計画では柏原市内の就学前施設を4地区に分けるということにしておりますが、四地区にしますと少し細かくなりますので、大和川を挟みまして国分地区、柏原地区という考え方で、それぞれの小学校区で表記をしたのが案2でございます。案3ですが、こちらは先ほどご説明しました旭ヶ丘小学校区に直した形で今の五園の通園区域を示しているものでございます。この点について、できるだけ保護者の方が戸惑わないように、あるいは保護者の選択肢が広がるようにご議論いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

山崎職務代理： 只今、議案の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。

吉原教育長： 現在、保育所の校区というものはありますか。

己波部長： ございません。

吉原教育長： 市域のどちらからでもどこの保育所にも通えるのですか。

己波部長： 可能です。市外の保育所も利用できます。

吉原教育長： 市外の保育所へも可能ですか。

己波部長： 保育所側が受けてくれたらとなりますが。

吉原教育長： それはなぜですか。

己波部長： 保育所というのは元々校区とか園区というものがございません。

吉原教育長： それは、送り迎えが一番しやすいというのが大前提ですね。

己波部長： そのとおりです。

西委員： 従来どおりの番地の表記の仕方で、今までに迷って電話等の問い合わせはありましたか。

己波部長： 私共の部に移管されてからはそのようなお話はいただいておりません。直接幼稚園の方に話をされている可能性はありますが、こちらでは掌握しておりません。

西委員： やはり、同じ旭ヶ丘小学校でこちらの方が近いとか、番地で区切られてしまうと大変なところがあるので、校区として考えた方が選びやすのかなと思います。

己波部長： 少なくともこの番地表記はなくして旭ヶ丘小学校区という表記にし、国分幼稚園と玉手幼稚園の二カ所にそれを入れてあげれば迷われることはなくなるのではということがまず第一歩で、そこから一歩進めて、この参考資料の三案でいかがでしょうかと考えていただければと思っております。

吉原教育長： 小学校で時々あるのですが、居住地の学校より自分の祖父や祖母の住んでいるところの方が近いからそこに迎えに行くから指定就学外に校区をずらしてほしいという

ことがあります、そういうものが幼稚園も今まで一定の園区で通園区域を縛っていましたが、実はこちらの方に通勤とか祖父や祖母がいるので通わせてほしいといった話があったのでしょうか。

己波部長： 私共の部に移管されて二年になりますが、その間にはそのようなお話は直接いただいていないと思います。ただ、園長先生にはご相談されている可能性はあり、ただ、園長先生からは「校区が決まっておりますので。」という答えしかできないと思います。

山崎職務代理： 以前であれば、幼小の連携であるとか、今でいう幼小中一貫教育というのであれば、小学校の校区の子どもたちが幼稚園にいる、その子たちと連携して小学校に入ってくるといったところがメリットですが、保育所の関係から言えば、保育所から小学校に入ってくる子どもたちはバラバラに入ってきますからそんなことは関係ないとなる。昔はそれが必要であったかもしれないですが、現在、校区はあまり必要ないかもしれないですね。つまり、保護者の都合に合わせてもいいのかなと思います。しかしオーソドックスなのは案3が一番分かりやすい案ではあるかなと思いますがいかがでしょうか。

吉原教育長： 幼小中の連携ということ謳う限りは、変えるのであれば校区とした方が良いでしょう。また、全て園区を取り払って何か不都合はあるのかなということも考えたのですが、要するに園舎の一番綺麗なところに子どもを通わせたいとか、一番園児の多いところが切磋琢磨できると考えて園に送り迎えすると、度が過ぎてしまうと教育上いかがなものかと考えてみました。今、職務代理がおっしゃったように小学校との連携を考えますと、少なくとも保育所とか私学の幼稚園があるにせよ、柏原市立の幼稚園と小学校はこういうところでも繋げていますという意味を表しておく必要があると思います。

山崎職務代理： 実際に実施する小学校からすれば、やりやすいというのが正直なところだと思います。いろいろな所にご案内を出すよりもそちらに出せば一回で済むということになります。

田中委員： 現状を変えないのであれば案3となりますね。ただ先程、教育長が言われたように、幼稚園については送り迎えの関係があるのであれば広げてもいいのかなと思います。

吉原教育長： 今後、幼保一元化が進んで、この地域には認定こども園しかなくなると、ただうちは幼稚園に通わせたいと強い意志を持たれていれば違うところの幼稚園に通わなければいけませんね。そのためには園区を広げなければならないですね。その前提であれば、これでも良いかと思います。

山崎職務代理： 案1はあまりにも大きすぎると感じます。

吉原教育長： 自由そうですが、各園の競争、人気投票のような感じになってしまう感じがします。

己波部長： 先程ご説明申し上げましたように、今回は第二希望を全ての保護者の方に書いていただくこととなりますので、例えば案3で載せますと、第二希望については「上記の園区は関係なくお選びいただけます。」という書き方になると思います。

山崎職務代理： そういう書き方が一言入る訳ですね。

吉原教育長： それでは別のところに行きたい人は、第一希望には書けない訳ですね。

己波部長： そのとおりです。

田中委員： 校区以外のところも第二希望を書けるわけですか。

己波部長： はい。第二希望でしたら国分地区と大和川を挟んで柏原地区とに分けており

ますので。

田中委員 : 案2のようになるのですか。

己波部長 : 案2はどちらかの地区になりますが、第二希望は、どちらの地区を選ばれても結構です。

田中委員 : なるほど。市内のどちらの地区からでも通えるということですね。

己波部長 : はい。通えます。

山崎職務代理: 15名未満で園が続かないという場合も考えて第二希望を書くということですか。

己波部長 : はい。そのとおりです。案2であれば、第一希望は国分地区で、第二希望も国分地区で選べる。柏原地区で第一希望も選べるということになります。ただ、柏原を第一希望にして国分を第二希望にする方はあまりいらっしゃらないかなと思います。皆さん、徒歩通園が基本ですので。

山崎職務代理: しかし、小学校の校長と幼稚園の園長は案2が出たら驚くでしょうね。

西委員 : やはり、段階的に案3に行ってそこから次の段階の案2へと行かれた方が良くと思います。保護者の方も急に園区を大きくすると、戸惑われると思います。次の動きを見ながら案2を考えればよいのではないのでしょうか。これは、毎年、見直しを諮れるわけですね。

己波部長 : はい。教育委員会会議において決定していただくことになります。

西委員 : 旭ヶ丘小学校区内にするとこれは、分かりやすいと思います。

田中委員 : これであれば一步前進ですね。

山崎職務代理: それでは、案3で今回はよろしいですか。

委員全員 : (異議なし)

山崎職務代理: それでは、案3に決定いたします。他にご意見、ご質問はございませんか。

西委員 : 19ページにあります堅上幼稚園児募集要項の13の預かり保育についてですが、他の幼稚園について預かり保育をしていますか。

己波部長 : はい。しております。

西委員 : そのことについて、文言は今まで全く使われてなかったのでしょうか。

己波部長 : そうですね。今まで要項等には入っていません。

西委員 : 預かり保育をしていますよといった周知をされているとは思いますが、どのような感じでしょうか。全く言えないものでしたか。

己波部長 : 要項の様式そのものはこども未来部が引き継いだ形ですので、なぜ預かり保育という文言を入れられなかったのかということは分かりかねますが、預かり保育を入れるとなるとかなり細かく文言をいれる必要があります。

西委員 : こういう事もあるよと言ったことを全く知らない方に対して、幼稚園も預かってもらえる一部そういうことがあるのだなということを周知していただければと思っています。また、以前から預かり保育は行われていましたよね。

尾野部長 : 堅上は常時、月曜日から金曜日までですね。他の幼稚園は単発でやっているようですね。

西委員 : 堅下北幼稚園がモデルという形でやられていて、残りの幼稚園は週三日です。

尾野部長 : その辺りの違いかなと思います。これ、堅上は常時、月曜日から金曜日まで

ずっとやっていますよね。ですから文言を入れているのではないかと思います。

西委員 : これは希望者だけですか。

尾野部長 : 希望者だけです。他はそこが結局、選択制になっていますね。また、あまり言ってしまうと「今回から皆、全部やってくれるのかな。」とか他の行わない幼稚園もあることから文言を週三回とかどこまで入れないといけないのかと思います。

西委員 : 簡単な「週三回、一回おいくら」とかいった簡単な文言を入れるといったものを入れれば一杯一杯ですか。

田中委員 : 「預かり保育については、各幼稚園にお問い合わせください。」であるとか「実施していますが、詳細は違いますので詳細はお問い合わせください。」といったものですね。

山崎職務代理 : どうでしょう己波部長。そう言う文言を入れるというのは。

己波部長 : 問題ないです。一言預かり保育を実施しているということであれば。

山崎職務代理 : 預かり保育を実施していると。詳細は幼稚園にお問い合わせくださいとか。

己波部長 : はい。しかし、これは募集要項ですので、その募集の用件に預かり保育を書く必要があるのかどうかと。あくまで、任意でお使いになるものですから、幼稚園の説明会というものがございますので、そこで説明をしてもいいのかなと思います。堅上幼稚園の場合は、このことが売りと言いますか、入園とセットのものでしますので書けますが。

山崎職務代理 : しかし、どの幼稚園も預かり保育をしてもらうことができるという事が分かったら入れようかという気になる人も出てくると思いますが。

己波部長 : 堅下北幼稚園のモデルケースで週一回実施しましたが増えませんでした。

山崎職務代理 : 増えませんでしたか。

吉原教育長 : そうですね。お母さん方もネットワークでそういう事も分かっているしやいますし、むしろ書いてあれば、これから新しいことの準備をやらしてもらえるのかとなります。しかし、預かり保育は、放課後子ども教室みたいに入るといったものとは全く別のプラスアルファ、例えば SAS に入るとかと一緒に、堅上幼稚園とそれ以外はそうなのでしょうね。また、認定こども園化ということをして市として推し進めるのであれば、ニーズがあるからといって預かり保育を充実して完全に保育所と同じくらいの状況になってしまったらそれは如何なものかという議論になるかと思います。

中川次長 : ご説明の補足となりますが、そもそも堅上地区の民間の保育所が廃園となった、その代替りの補完として堅上幼稚園でこういう事業を特化して行ったという経緯になっております。

田中委員 : 少し違うのですね。

山崎職務代理 : そうでしたね。西委員、よろしいですか。

西委員 : 分かりました。ご説明の時に付け加えていただければと思います。

己波部長 : それは、各園の園長先生がされると思います。

西委員 : 分かりました。

山崎職務代理 : 昨年はこの案が出てこられたのはもう少し遅かったですよね。教育委員会に諮られたのは。

己波部長 : 7月でした。

山崎職務代理 : 先程、16ページの園児募集の件は広報に出すと言われましたが、18、19ページの募集要項の方はどうされますか。

己波部長 : 配布をいたします。

山崎職務代理 : 配布の方法はどうされますか。

己波部長 : 願書を取りに来られた際に合わせてお渡しをします。中身的には全く要項と同じ内容のことを広報原稿にも書いております。

山崎職務代理 : 今回、広報には何月に出されますか。

己波部長 : 8月号です。

山崎職務代理 : 8月号ですか。昨年と一緒ではないですか。

己波部長 : 昨年度は臨時で教育委員会会議を開催していただきました。

山崎職務代理 : 昨年は8月3日にやっていますね。

己波部長 : 7月初め頃です。

山崎職務代理 : 昨年は8月3日でした。

己波部長 : 失礼しました。広報掲載は9月号でした。

山崎職務代理 : 今回は8月号ですね。そうしますと一カ月早くなっていますね。

己波部長 : 募集用紙の配布を9月6日から8日にかけて行います。9月14日から16日に各幼稚園で受付をさせていただいて、16日の時点で人数が明確になりますので、その後、教育委員会会議にお諮りします。また、保護者の方には一定、現在人数は何名ですと通知ができるかなと考えております。

山崎職務代理 : 昨年と比べると保護者の皆様は、8月号の広報で見られるので、少し時間をかけて十分に検討した上で願書を取りに行くことができるということですね。

己波部長 : そのとおりです。こども未来部としては、7月に現在、各園に在園しています年少、つまり来年、年長に上がられるご家庭と「なかよし広場」といまして、これは園庭開放で各幼稚園において行っていますが、ここに登録されているご家庭には、このような運営指針がございますという本年の4月に一度配布をしましたが、再度7月にお配りしようと思っております。

山崎職務代理 : 一つ質問いいですか。運営方針に係る運営指針ですか、二年続けて15名未満の場合は休園することができる、でしたね。

己波部長 : はい。

山崎職務代理 : そのことを昨年話し合いではできるだけ厳格に守っていこうかということをしなないか、そうしないとまた二の舞になってしまって、もう一年延ばせるのではないか、昨年もできたならば今年も来年もできるのではないかという発想になってしまうよということでしたね。なので、ここに書かれている文言になってくるわけですよ。つまり、先程、己波部長がご説明いただいた16ページの中央の適正配置のところというところ、上から二行目辺りのところから、4歳児学級の入園希望者が15名未満の場合は、平成29年度の4歳児学級が休級になる可能性があります。このようになってくるというわけですか。

己波部長 : はい。

山崎職務代理 : 二年続けて15名未満の場合、休園とすることができると、休園ではなくて休級であると。

己波部長 : 昨年の議事録が手元にありまして、その時、同じお話をさせていただきましたが、なぜ指針を定めたかと言いますと、運営方針には、今職務代理が述べられたように、二年続けて15名未満の場合は休園としたことしか書いてありませんでした。ところが、堅

下北幼稚園は休級という手続きを一回今年挟みました。では、それは一体、何に基づいて行っているのかとか、或いは15名未満の時点の何時をとらまえて15名未満になるのかということを確認するために、この運営方針の運営指針というものを昨年議案として挙げ、ご議論いただき可決いただいているということになっております。ですから、あくまで園は残りますし、来年も、今の堅下北幼稚園と一緒にですね、今年も募集はしますけれど、その学年はないということになります。

山崎職務代理： 今の時点で堅下北幼稚園以外も今度募集しますね。そして願書が出ますが、その時に15名未満の幼稚園が出たら、そこは休級になる可能性があるということですね。

己波部長： そのとおりです。指針どおりにいけば。

山崎職務代理： 指針どおりにいきますと、一年目は休級になる。二年目は休園となるということなのですね。ですからきっちりいきましょうということですね。

己波部長： はいそうです。

山崎職務代理： それで己波部長が言われた最後の行の文言は、堅下北幼稚園のことですが、この場合は、休園に「なります」にしないで、この場合は「可能性があります」ということにしておいて教育委員会で決めてください、ということですか。

己波部長： そうです。最終休園休級を決定するところは教育委員会会議ということは大前提です。昨年の12月の教育委員会会議において申し上げましたが、このことは大前提です。ここで「なります」と書いていると、まだ決められていないことを書くことになります。

山崎職務代理： しかし、保護者にとればきっちり行きましようかということをしていただいた方が、ここで可能性がありますということにしてしまいますと、ない場合もあるのかと、可能性があるのだからという捉え方をされないのかなという気になってしまうのですが。

己波部長： 「なります」と書いてよいのであれば我々はそう書きますが。

吉原教育長： 運営方針を変えない限りこれは仕方がないですね。

山崎職務代理： 仕方がないですか。

吉原教育長： 運営方針に書いてあれば可能ですが。

田中委員： 合わせなければいけませんね。

尾野部長： 要は実質的には休園ですよ。誰もいないから。そこも多少加えていくとか。

例えば、休園の可能性がありますが括弧で園としては運営していません、と書けばよいかと。

西委員： 園は残っているけれども、運営していないということですね。

尾野部長： そのとおりです。

吉原教育長： 平成29年、30年度には再募集をしますね。

己波部長： 致します。

吉原教育長： もし、それで15名集まらなければ廃園ということですか。

田中委員： 三年目で廃園ですね。

己波部長： 堅下北幼稚園の場合は運営方針の廃園の規定ですと過去四年間を見ると、二年目でもう廃園となる可能性があります。

山崎職務代理： 書いてあるから可能性がありますと。その言い方にしておかなければならないのでしょうか。なりますとした方が保護者の方にとって良くないですか。

己波部長： それでよろしければ。

山崎職務代理： やっぱり可能性があります、ですか。そうすれば、教育委員会と交渉した結

果でいけるのではないかという声が出てこないのかなという気がしましたが了解しました。他に何かございませんか。

尾野部長： 少し言葉のところを。16ページの二行目に来年度入園と記載されていますが、他のところは29年度とか明確にされていますので、ここは29年度とされてはいいかがですか

己波部長： 分かりました。29年度に直します。

山崎職務代理： ここは誤解を招く可能性がありますので、訂正をお願いいたします。もう一つ、堅上幼稚園の募集要項ですが、以前、幼稚園のこどもたちは市内循環バスOKとしていたのですが、だめなのですね。

己波部長： だめです。

山崎職務代理： そうすると親が送って行かなければならないのですね。送迎をしなければならないと。市内全域に広げたいけれども送迎をしてくださいということですね。

己波部長： 我々の部の範疇外のことですが。

山崎職務代理： これは尾野部長、難しいのですね。小学生や中学生を循環バスに乗せられないというのがありますし、幼稚園のこどももだめだというのがありますし、だけど、一部通学バスは使っているということですね。

尾野部長： 小学校ですね。堅上小学校についてはスクールバスと。一方で、幼稚園については難しい。座席の余裕の有る無しにというよりも、優先はやっぱり小学生ですので、それにまた、幼児は一人で乗れませんので、保護者と乗ると座席も限られてきます。それと時間です。学校の通学時間と通園時間があるのかどうかということもありますし、物理的にそれを調整できるということも難しい。車はバス一台です。

山崎職務代理： 現状一体何人くらい堅上幼稚園に堅上校区以外から通園されていますか。

己波部長： 何人くらいでしょうか、その件について、本日は資料を持ち合わせておりませんが、過去に調べたのですが。

田中委員： 堅上幼稚園から上がるのは一、二名だったかと思います。

西委員： 二人位だったかと。

田中委員： ほとんどが外から上がっていたかと思います。

己波部長： その位だったかと思います。中からはほとんどあがっていないかと。

山崎職務代理： そうしますとかなりの数が通園されているとなりますね。

己波部長： そうですね。しかし、全体的に十人位だと思います。

山崎職務代理： 十人位ですか。

己波部長： 高井田からですとか。

山崎職務代理： 国分とか高井田から通う位だということですね。

己波部長： そうです。そんな遠いところから通う方はいらっしやらなかったかと思います。

山崎職務代理： 分かりました。他に何かご質問はございますか。議案第26号 平成29年度柏原市立幼稚園児の募集について、一部文言の修正はございますが、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

山崎職務代理： それでは、議案第26号 平成29年度柏原市立幼稚園児の募集について、原案どおり決定することといたします。本日の議事案件は以上でございますが、続きまして、

報告事項があればお願いいたします。

野間課長： スタディ・アフター・スクール事業について、指導課より報告致します。資料等はございません。スタディ・アフター・スクール事業、いわゆるSASは学習活動を中心にその学習習慣を身に付けるそのことに主旨が置かれまして、平成17年度、堅下小学校からスタートしまして十一年目になります。この間、大阪教育大学等の学生による熱心な指導、地域のボランティアのサポートにより大きな成果を上げてきました。しかしながら、導入から十年を過ぎたこともありまして、放課後児童会に参加している保護者の方も、SASに参加させたいという声も上がっております。そこで、学習習慣を身に付けるというSASの主旨は変わらないものの、今後、SASの一層の充実を図るため、放課後児童会の児童を受入れることができるよう、来年度には参加する体制が整うよう学校現場及び関係課と意見を踏まえながら検討していきたいと考えております。報告は以上です。

山崎職務代理： はい。何かご質問、ご意見等はございますか。

吉原教育長： 検討するというところで、現時点でマイナス要因というのは何かありますか。

野間課長： 校園長会との話で、数年前の校園長会の申し合わせ事項で、行政の二重サービス、こどもの安全確保、放課後児童会で出ているおやつなどの金銭面、この三つのことで放課後児童会とSASの元々の主旨が異なるので見送ろうという意見の申し合わせ事項になっておりました。この三つの点につきまして、今後大学関係者や放課後児童会の担当者及びSASの校長先生の代表の推進委員長等とヒアリングを重ねまして話し合っていきたいと考えております。

田中委員： SASに入りたいという要望は結構多いのですか、放課後児童会から。

巽課長補佐： 保護者の方ですとか児童会の方から、児童会に行っているけれどもSASに参加できないのかといったご相談は年に数件いただいております。

野間課長： 学校現場の直接教頭先生宛に保護者の方からお電話があったということで、各学校に偏りはありますが、同じく数件電話がございます。

山崎職務代理： いいですか。僕は、スタディ・アフター・スクールでは学習習慣を身に付けたり、宿題をしたりね、考えてみてください。子どもたちが「さようなら」と学校を出て、お家へ帰って、一回も教科書も何も見ないで宿題もやらないで翌朝「おはよう」といって登校する子供たちが何人位いると思いますか。何人もいるのですよ。一方で、塾へ行ったり、お母さんがきちんと教えたり、いろいろなことをしている子供もいるのです。僕はSASへ行っている子どもたちは授業の中で、落ちこぼれてしまって勉強がわからないという子どもたちがたくさんいて、そういう子どもたちが「宿題したいけれどもできない」と、「分からない」と、だから「先生に怒られるからいい加減に答えだけ書いて持参した。でも全部間違えている。」という子どももやっぱりいる訳ですね。僕はそういう子どもたちにとって先生と違う学生が教えるというその中身はとても有意義だと思っているのです。そのためには、こんな話はしましたが、先生にもお話しましたが、SASを遊びに使ってはダメだと、社会性を育てるとか、何か知らないけれど各学校のSASに事務費を渡しているでしょ。僕は事務費はいらないと思っています。勉強をきちんとさせる、それから、一日一つも勉強しなかった子どもたちに、学習習慣を例え三十分でもいいからつけてあげるということをきちんとしてあげればSASの値打ちはととてもよくなると思っています。そういうことで学力が

伸びた市町村もあるということを知っているから、僕はきつこの柏原のSASは、うまくやればとてもいい事業になると思っています。今、放課後児童会からこういうお話が出てきた。僕はこれでやればいいと思っています。しかし、ぜひ一つやってほしいのは、SASに来た子どもたちの中で初めから「お母さんに言われたから来た。」「僕、勉強するのは大嫌いだ。」「来たくない。」「SASで遊びたい。」「ドッジボールしたい。」というような子どもは、すぐに辞めさせていただきたい。これは無料でやっている事業なのですよ。だから勉強をしに来ているということをきちんと子どもたちに分からせて、保護者にもご理解をいただいた上で来させてほしいと思っています。だから放課後児童会から来る子どもたちにも遊びたいという子どもたちは放課後児童会オンリーにしてください。勉強もしたい子どもはぜひSASに来て、SASが終わったらまた放課後児童会へ戻ってということをしてあげればよいと思っています。SASの中身を勉強というところに特化し、そして充実をさせてやる、その上でこの放課後児童会もきちんと受け入れてあげるということをしてあげればどうかと思います。ぜひ、この子たちをどうするかだけではなく充実をどうするかという点も検討していただきたい。学生たちにもこの話をしていただきたい。その上でSASに最初に来た学生たちは今と比べてもっと熱心でした。その学生たちはみんな先生になっていきました。SASで色々なことを学んで、教員になりたいという気持ちが一杯湧いてきましたといって教員になっていきました。そういう学生であってほしいし、そういうSASであってほしいなと思っています。ぜひ、検討の中身にそういったことも入れていただきたいなと思います。

野間課長： 分かりました。職務代理の言われるように、単に興味本位で入会ということは考えておらず、やはり学習習慣を身に付けるということが最大の目標ということは今後も周知していきたいと思っております。

西委員： 私からも一点。SASに行かせてもらっていると、外を見れば放課後児童会の子どもたちが楽しそうに遊んでいるのを良く見かけます。今、職務代理がおっしゃったように、そういう気持ちで放課後児童会からちょっと勉強しに行こうかなといった甘い考えでは、やはり中のSASに申し込んでくれている子どもたちにも迷惑がかかると思われますので、時間内だから動いたらいいじゃないという気持ちでは入ってもらったら困ることと、放課後児童会にたくさん人がいると思います。それがSASでどれだけのキャパか、募集人数とか学生さんが来られる人数をきちんと把握しておかないと、来たけれども学生さんが対処できなかったとかそのようなことがないように、今はどうか分かりません。学生さんの確保も大変なのだということも聞いていましたので、そこら辺をバランスよく考えて学校によって違うと思いますのでしっかりお話ししていただければと、しっかりやっていたら子どもたちにはプラスになる事業だと思いますのでよろしくお願いします。

山崎職務代理： ありがとうございます。そのほかに何かご質問等はございませんか。

尾野部長： 今、課長が申しましたように、今やろうとしていること、職務代理がおっしゃいました、SASの方はグレードをあげていくというやり方なのですけれども、いわゆるスタディ・アフター・スクールですが、放課後学習であるという認識を今後改めていくということについては、職務代理の言われたところで、校長の中にはこれまでやってきたことに対して急に変わるのかと。教育委員会としては、スタディ・アフター・スクール、これまでやってきたことをある種否定されているような認識を持たれている校長先生もおられる。少し違うのではないかと感じているというご意見をいただいております。ただ、そ

これはあくまでも今年度からすぐやりますということではなくて、その部分の問題提起を教育委員としてあげていきますから、それに向けてそれぞれ学校でもう一度SASそのものの考え方を一定変えていただきたいということで、三宅委員長もそのような話を進めておられますので、少し時間を必要とすることで今年一杯何とかそのまま来年に向けてこれを新しい形でやっていきたいということで進めております。その一つがこの放課後児童会です。放課後児童会につきましても、放課後児童会に寄っていくのではなくてSASへ来るのですよという方を募集しようと、そのために今回、今年度中にアンケート調査を行います。その上で、その時にはSASはこんなものですよと、ですから皆さんがおっしゃったように単に皆が行くからいくよとかそういう事では困りますよという意味で、一定SASの認識をしてもらうということで今回、決議の中に含まれていますので、少しずつではありますが変えてやっていきたいと考えております。

吉原教育長： もう一つ、校長の違和感というのはどういう違和感ですか。

三浦教育監： 先ほど職務代理がおっしゃったように、放課後の時間帯の格差といいますか、お家によっていろいろな考え方がある。それを是正していかなければいけないということには分かっているのですが、ただ、宿題が出来ない環境のこどもは、学校に残してやらせるとプラスになると大多数の校長先生は分かっています。そこへいくまでにただ一つもやってこなかった者がいきなりSASいったから勉強ができるのかということなかなか難しいので、そこへ行く過程の中で、先ほどおっしゃったレクリエーションとかそういうものもやっていくと、今までそういう流れでやってきた部分もあるのだというお話なのですね、ただ、方向性としたらそればかりじゃないかといったお叱りの声も分かっているのだと、分かっているけれどもなかなか戻せないとかいろいろな思いもあるのだということをおっしゃったので、ただ、本質的にはSASというのは、先ほど尾野部長が申されたようにやはりスタディ・アフター・スクールですので勉強というところでもう一度このところを周知しながら方向性は勉強へ、レクリエーションもやりますが、それだけにならなくて宿題を残してでもやらせるといった方向でいくという形では考えていますので、違和感を持っている校長先生とすり合わせながら方向性とすればそちらの方向性とと考えておりますのでご理解いただければと思っております。

山崎職務代理： よろしくお願いたします。

西委員： SASは学校の先生が入らない授業なのですよ。こどもたちが通っているところに担任の先生がいるとしますよね、担任の先生はSASでこどもたちがどんな状況か全く見ないという授業ですよ、お任せしているという状況ですよ。その辺は校長先生がおっしゃるということは、SASに対して気持ちの方は別じゃなくて学校の方も少し協力してもらったり、少し顔を出すとか、そういう事は期待できることなのではないでしょうか。

吉原教育長： やられている学校もありますね。

田中委員： 全くノータッチという学校もあるのですか。

吉原教育長： ありますね。

西委員： そうですね。時間が短いので、どうしても一時間、二時間の間であれもやろうこれもやろうとして中途半端を感じることもあるのです。宿題もやっている子、やっていない子、何をしに来ているのかなというこどももいるので、やはり週一回とか二回なので仕方がないのですけれども、一日の間にあれもしてこれもして考えてくださっている学生さん

の気持ちもわかるのですが、やはり主は勉強と、宿題をしっかりと、分からないところは子ども達から聞くという姿勢が必要だと思います。分からない、見られていないからもういいではなくて、聞くことによって自信につながるということで、年齢の近い学生さんの先生ではなくて、月に一回くらいはそういったお楽しみはしてもらっていいと思うのですけれども、やはり勉強をしんどい子ども達に頑張ってもらいたいと思います。

山崎職務代理： 是非検討の中にS A S 自体の充実もお願いしておきます。

一松課長： 【チャレンジデー2016について】の報告

石垣次長： 【スマイルランド サマーフェスタについて】の報告

松田課長： 学務課です。以前から経緯の方、お伝えしていた体罰事象について、教職員の処分ということで6月24日、大阪府の方が報道発表を行いました。その資料です。大阪府教育委員会は、以下のとおり教職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。手元にある資料は大阪府のホームページに掲載されております四例の報道発表のうち、柏原市に関するものだけピックアップさせてもらったものです。

(資料により説明)

山崎職務代理： 私の方からまとめて質問をさせていただきます。ただ今、学務課から報告がありましたが、この様な事態が起こってしまったことに対して、教育委員会事務局としてはどの様な対応をとったのかお聞かせ願えますでしょうか。

尾野部長： 私の方から。この処分の言い渡しがある当日、その日の午前中に臨時の校長会を開きました。小中校長にお集まりいただきまして、今回の説明と並びに今後の体罰に関しても含めて学校に対して改めて現場教員の皆様にも通達してくれと、体罰については、これまで同様ないようということに教育長の方から訓令をいたしました。

山崎職務代理： 他に報告事項はありますか。

各課： (報告事項なし)

山崎職務代理： 無いようであればこれで閉会とします。次回、平成28年第7回定例教育委員会会議につきましては、平成28年7月20日(水)午後3時00分からの予定となっておりますがよろしいですか。

委員全員： (了承)

山崎職務代理： 以上をもちまして、平成28年第6回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年6月28日

柏原市教育委員